

## 会議録

会議の名称	座間市交通安全対策会議		
開催日時	令和4年1月12日（水） 14時00分～15時00分		
開催場所	ハーモニーホール座間 中会議室		
出席者	佐藤会長、岡村委員、星名委員、木島委員、大木委員、田川委員 中島委員、野口委員、宮野委員		
事務局	市民部市民協働課 安部課長、山口係長、山田主事		
会議の公開可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴者数	0人
非公開又は一部公開とした理由	—		
議題	1 第11次座間市交通安全計画作成スケジュールについて 2 第11次座間市交通安全計画（案）について		
資料の名称	1 第11次座間市交通安全計画作成スケジュール 2 第11次座間市交通安全計画（案） 3 交通安全対策会議委員・幹事名簿		
会議の結果			
議題1	提案内容について審議した結果、可決		
議題2	提案内容について審議した結果、可決		
議事の詳細			
事務局	座間市交通安全対策会議を開催する。 第11次座間市交通安全計画作成スケジュールについて、資料1に基づき説明。		
会長	これに対する質疑はあるか。 質疑が無ければ決を採る。 賛成の者の挙手を求める。挙手全員により原案のとおり決定する。		
事務局	第11次座間市交通安全計画案について、を資料2に基づき説明。		
会長	これに対する質疑はあるか。		
委員	第11次神奈川県交通安全計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までである。一方、第11次座間市交通安全計画は、令和4年度から令和8年度までである。1年ずれている理由は。		
事務局	県の計画が公表されてから市の計画を作成する場合、時間的に厳しくなる。このため、第10次計画からは、県の計画が公表されてから十分		

	<p>に時間をかけて次期計画を作成することにしたため、1年のずれが生じている。</p>
委員	<p>特性に応じた座間ならではの部分が少し欠けているように思うが、交通安全計画は、広く示すものなので特色をつけるものでもないと理解しているが、市内の事故状況の分析を踏まえ、もう少し特色をつけてもよいのかと思う。</p>
事務局	<p>交通安全計画は、条例でいう理念条例に近いところである。計画は、行政、関係機関、関係団体、市民が交通安全を日頃から意識し、交通事故や交通死亡事故を無くしていくための指針的なものと捉えて作成している。本市では、長らく県から自転車事故多発地域に指定されていたが、交通指導員による小学校4年生を対象とした自転車安全教室の開催やおやじの会が主体となり交通安全こども自転車神奈川大会への参加を通じて自転車事故多発地域から外れるということがあった。具体的な取組については、市総合計画に基づく実施計画により対応したいと考える。</p>
委員	<p>神奈川県では、昨年度に「第11次神奈川県交通安全計画」と「令和3年度神奈川県交通安全実施計画」を作成しているが、本市は、年度ごとの実施計画は作成しないのか。</p>
事務局	<p>第9次座間市交通安全計画から実施計画を作成していない。当時、県央各市で本市以外は実施計画を作成しておらず、計画を交通安全計画に一本化、簡素化を図っている。</p>
委員	<p>第10次座間市交通安全計画と大きく変わった施策はあるのか。</p> <p>計画案の第2章第2節の重視すべき視点に、「二輪車の安全確保」、「先端技術の活用推進」を、第3章の交通安全の施策に、「高齢者等の移動手段の確保・充実」、「歩行者空間のユニバーサルデザイン化」、「バス停留所周辺の安全性の確保」、「高校生に対する交通安全教育の推進」を新たに加えた。</p>
委員	<p>今回の計画目標について、令和8年までに年間の交通事故発生件数を220件以下とするとなっているが、どのような根拠により定めたのか。</p>
事務局	<p>実績を基に指数近似により見込んだものである。</p>
委員	<p>年度ごとの実施計画は作成しないということであるが、年度ごとのPDCAサイクルみたいなものはあるのか。</p>
事務局	<p>過去には、関係各課から前年度の取り組み内容を確認していたことも</p>

あるので、今後検討する。

委員

幹線道路における交通安全対策の推進について、今回の計画では具体的な対策箇所が挙げられているわけではないが、別途検討されるのか。

事務局

具体的な対策箇所は示していないが、今後、市内の幹線道路、国道、県道、市道を含めて幹線道路整備等の際は、計画案に示すような視点を持ち、整備にあたって欲しい。

委員

第11次交通安全計画は、本市以外にどれくらいの市町村が作成しているのか。

事務局

県の担当に電話照会したところ、1月5日時点では、川崎市、箱根町が作成しているとのことである。また、厚木市からは、計画案に対する意見照会があったとのことである。

委員

計画の公表については、市ホームページ等でという説明があったが、市内には、多くの企業や学校などがあり、様々な方の協力を得ないと交通安全は成り立たないと考える。学校や事業所に個別に周知することはあるのか。

事務局

学校への周知は可能であるが、すべての事業所への個別周知は困難と考える。例えば、事業所への周知は、商工会の協力が必要であるが、できる限り多くの方々にホームページを見てもらえるような誘導を考えたいと思う。

会長

ほかに質疑はあるか。

質疑が無ければ決を採る。

賛成の者の挙手を求める。挙手全員により原案のとおり決定する。

以上で、本日の議事は全て終了した。